

身体拘束等適正化のための指針

特定非営利活動法人 泉州自立支援センター

1 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の行動の自由を制限するものであり、尊厳のある生活を阻むものであるため、当事業所では安易な支援方法として身体拘束を選択することなく、全職員において身体拘束廃止に向けた意識をもった上で、利用者支援に努めます。

また、サービス提供するにあたり、当該利用者又は他の利用者の等の生命・身体・権利を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束及びその行動制限を行いません。

2 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体拘束等の適正化に努める観点から「身体拘束適正化検討委員会」（以下、「委員会」という）を設置します。委員会は、年1回以上開催し、次のことを協議します。

- ①身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること
- ②身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
- ③身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ④職員が身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑤緊急やむを得ず身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策に関すること
- ⑥再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(2) 委員会の構成員

委員会の責任者は法人事務分担に定めた者とする。委員の選任については当法人内事業所の管理者及び施設長、法人事務分担に定める虐待防止担当者とする。

(3) 虐待防止委員会と一体的に行います。

3 身体拘束等適正化のための職員研修に関する基本方針

(1) 身体拘束等適正化のための職員研修を原則年1回および職員採用時に実施します。

(2) 研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び身体拘束等の適正化を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します

- 4 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
身体拘束等の事案については、身体拘束適正化検討委員会に報告するもの
とします。
- 5 身体拘束発生時の対応に関する基本方針
- (1) 利用者本人又は他の利用者の生命、身体等を保護するための措置として、やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下3要件をすべて満たす
必要があり、その場合であっても身体拘束を行う判断は、担当職員又
は関係者による個別支援会議等において組織的にかつ慎重に行います。
必要な事項の記録及び、モニタリングを徹底し、早期の身体拘束解除
と身体拘束を含めた支援についての理解を目指します。
- ① 切迫性
利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされ
る可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性
身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- (2) 身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、
緊急やむを得ない理由を記載します。
- (3) 身体拘束を行う場合には、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、
了解を得られるよう行います。
- (4) 行政に報告・相談をします。
- (5) 記録検証を行います。
- 6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、
利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。
- 7 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
「3 身体拘束等適正化のための職員研修に関する基本方針」に定める研修
のほか、外部機関により提供される身体拘束等に関する研修等には積極
的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に
研鑽を図ります。

令和4年4月1日 制定